

東久留米市一般廃棄物処理基本計画（素案）に対するパブリックコメントの概要

（平成 28 年 12 月 12 日～平成 29 年 1 月 6 日実施）受付件数 1 件

パブリックコメントでいただいた意見

No	意見	意見に対する市の考え方
1	<p>ごみ処理のために焼却処理を行うことは、国際条約であるパリ協定からしても、東京都計画目標 2 からしても避けなければならない。特に化石燃料からの CO2 排出を避けねばならない。上記を東久留米市一般廃棄物処理基本計画（案）に記載すべき。</p>	<p>中間処理施設である柳泉園組合では、焼却炉を安定稼働させることで、蒸気の使用効率を上げ、クリーンポートの発電量を増加させ、売電量を増やすことで、電力会社の排出する炭酸ガス量を減らし、地球温暖化対策に貢献しています。</p>
2	<p>基本計画（案）、表 3-1 にごみ資源の分別区分があり、燃やせないごみの欄にプラスチックマークの無いプラスチック製品（製品・ビニール・おもちゃなど）とあり、正しく分別区分がされている。ところが、表 3-2 のごみの排出方法には燃やせないごみの欄にプラスチックマークの無いプラスチック製品（製品・ビニール・おもちゃなど）の記述が無い。これは市民に不審の念を抱かせる。</p> <p>燃やせないごみは燃やさないごみとして燃やせないごみの欄にプラスチックマークの無いプラスチック製品（製品・ビニール・おもちゃなど）として排出方法を示し、収集し、燃やさない処理をしなければならない。前回、平成 24 年 3 月「東久留米市一般廃棄物処理基本計画」にはこれが明記されている。しかし、今回この記述を削除した。削除は整合性を欠くことになる、きちんと明記すべきである。</p>	<p>素案の表 3-2 ごみの排出方法の表中表記を現行計画と統一し、表 3-1 ごみ・資源の分別区分との整合を図ります。</p>

<p>3</p>	<p>6 中間処理 (1) 中間処理施設 について</p> <p>一般廃棄物処理基本計画(案)に以下の記述がある。</p> <p>「可燃ごみは柳泉園クリーンポートで焼却処理され(以下略)、不燃ごみ、粗大ごみは粗大ごみ施設で選別破碎され、選別後に発生する可燃分は焼却処理施設で焼却処理、不燃残渣は民間施設に搬入して固形燃料化の原料として再生利用されます。」言い換えると、「可燃ごみは焼却処理、不燃ごみと粗大ごみは施設で選別破碎して可燃分は焼却処理、不燃残渣は固形燃料の原料となる」である。ここで行われている処理は、可燃ごみも不燃ごみも、ごみをごちゃごちゃにして扱い資源を資源として扱っていない。</p> <p>① 先に挙げたパリ協定ではCO₂の削減を示している。ごみ焼却は850℃以上の高温で焼却することであり、当然CO₂を排出している。このことから、今後は、ごみ処理は焼却以外の方法に転換しなければならない、これを一般廃棄物処理基本計画(案)に示すべきである。</p> <p>② 東久留米市がごみ資源の分別区分でプラスチックマークの無いプラスチック製品(製品・ビニール・オモチャなど)は燃やせないごみとしている。</p> <p>東久留米市が燃やせないごみとしたなら、収集からごみ処理まで責任を持って燃やせないごみとして行なわなければならない。市が排出方法を燃やせないごみとして市民に示し、不燃ごみとして搬入したプラスチックは柳泉園組合で手選別により抜き取りをすれば、燃やさないごみの処理はできる。</p>	<p>①については前述 No1 と同じなので省略します。</p> <p>②については、燃やせないごみのうちプラマークのないプラスチック製品は、中間処理施設である柳泉園組合の処理施設において手選別後に破碎処理をし、磁選機、回転ふるいを経由して細かく分別を行っております。これらの処理の後、硬質系プラスチックとして分別されたものは、現在固形燃料化し、軟質系プラスチックとして分別されたものは、クリーンポートで焼却処理を行った後、焼却灰をエコセメント化しています。これにより、最終処分場での埋め立てを行わず、最終処分場の延命化を図っているところです。</p>
----------	--	--

4	<p>行政が行なうごみ排出抑制</p> <p>① 国際条約のパリ協定、東京都計画からすると現状の中間処理施設は温暖化推進であり「低炭素・自然共生」ではない。パリ協定及び東京都計画とは正反対である。今後しばらくは、中間処理施設として柳泉園組合の施設を考えるならば、ごみ焼却量を従来の1/2、1/3となるように考え、パリ協定及び東京都計画に沿うようにしなければならない。</p> <p>② ごみ焼却炉はあらゆる物を高温で燃やすために炉内で無数の化学物質が生まれ、生き物にとって毒となるものも発生し、発生した毒は炉内から外に出さない装置をつけないければ使用できない。焼却炉運転稼働とは、焼却と毒物制御装置であり、この一対はごみ焼却炉のもつ宿命である。毒物制御装置を完全にすることはできない、このために装置に係る費用は増大していく。</p> <p>③ 市民生活全般から見ればごみ処理費は少なければ少ないほど教育費、福祉費等他に予算を廻すことができる。他に使える予算を増やすか、市民のごみ排出量を少なくするか、これを市民に判断させるべきである。これらについて行政が行なうごみ排出抑制を一般廃棄物処理基本計画（案）に掲げるべき。</p>	<p>①については前述 No1 と同じなので省略します。</p> <p>②については、現在柳泉園組合のクリーンポートでは、有害ガス除去設備やバグフィルタ、脱硝反応塔などの設備により有害ガスや物質、窒素酸化物などを除去しており、これらの排出量は、法的基準より厳しい自己規制値を下回っております。</p> <p>③については、本計画に基づき、市全体の財政計画とのバランスを計りながら、更なる市清掃行政の向上に努めてまいります。</p>
---	--	---

5	<p>東京都計画目標 5 災害廃棄物の処理体制を構築する</p> <p>大正関東大地震からほぼ百年である。M7 ないし M8 の大地震に襲われれば東京都全域にわたり大被害となる。1923 年の大正関東大地震で東京市は崩壊したが、このときの東京市と東京都は行政域が違い、人口が違う。この中において大地震災害後の市民生活をどう支援するか、東久留米市の考えを示さなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">1. ごみ焼却施設はどこもが損壊し復旧の見通しは皆無。2. 家屋が損壊し広域施設が損傷したあと、その中で市民生活が始まる。3. ごみ問題では、市民生活で排出される生ごみの分別処理はどうしてもしなければならない。4. 混乱の中、生ごみの行政処理は不能である。各自が生ごみ処理をしなければならない。5. このために、平常時から生ごみ処理を実施して、生ごみ処理に馴れる必要がある。マンション生活でもしておかなければならない。6. 東久留米市は近年起きた大地震でのごみ処理の実例を集め、整理し、市民に知らせること。 <p>上記を一般廃棄物処理基本計画（案）に掲げるべき。</p>	<p>市では、平成 26 年に環境省から発出された災害廃棄物対策の指針に基づき、市の災害対策計画や近隣市との調整を図りながら、災害廃棄物対策の計画策定を目指していきます。</p>
---	--	---